

資料 2

(様式 1)

平成 24 年 12 月 27 日

長久手市教育委員会御中

申 請 者

住 所 長久手市東原山34-1ライオンズマンション 藤ヶ丘ガーデン306

団 体 パンマルシェ実行委員会

代表者 石臥 博代

連絡先電話番号 0561-62-7325



(後援)・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、(後援)・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	パンマルシェ2013 de モリコロパーク
行 事 の 目 的	市民・地域住民のふれあいの場の創造、パンと催しを介して、人の集まる場を創造
主 催	パンマルシェ実行委員会
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	愛知県、愛知県教育委員会、長久手市
開 催 の 期 日	平成 25 年 5 月 11 日 (土)
開 催 の 場 所	地球市民交流センター
入 場 料	無
対 象 者	近隣住民
前 回 の 開 催 日	無
内 容	県内のこだわりを持つパン屋さんを中心に、 日本各地のパン屋さんが集まるイベント。

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準
(パンマルシェ2013 de モリコロパーク)

審 査 項 目		判断 (事務局が該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか (他で開催された実績があるか)		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
主催者について	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか (予定、未定となっていないか)	○	
	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	

平成 25 年 5 月 11 日 パンマルシェ収支予算書

収入の部

項目	金額	備考
出展料	600,000	10,000 × 60店舗
協賛金	200,000	10,000 × 20社
パン教室参加料	30,000	1,000 × 30名
小計	830,000	
前期繰越金		
合計	830,000	

支出の部

項目	金額	備考
ブース設置	備品	300,000 10,000 × 30ブース分
	人件費	100,000 10,000 × 10人
	小計	400,000
広告費	印刷費	50,000 5円 × 10,000部
	メディア広告費	200,000 Webページ作成、インターネット広告
	小計	250,000
その他	活動費	100,000 交通費等
	雑費	30,000 文房具
	小計	130,000
	小計	
	小計	
予備費	予備費	50,000
合計	830,000	

〔開催期日〕

2013 年 5 月 11 日 (土) 10:00~16:00 雨天決行

〔主催〕

パンマルシェ実行委員会

〒461-0005

愛知県名古屋市東区東桜 2-9-34 成田ビル 1 F

052-766-3156

E-mail info@sole-planning.com

URL ※ただ今準備中

実行委員長：石臥 博代 (お気楽パン会主宰)

副委員長：内匠 久子 (Pane di Pane 代表)

副委員長：大下倉 直希 (エイトラボ代表)

会計：三浦 量也 (有限会社イーバード)

〔内容〕 パンで学び遊び交じる楽しみをご提供

1. パン販売 (出展数 50 店)

- ・全国パン屋による販売
- ・一般パン作り講師による販売
- ・関連企業・団体・グループによる販売

2. ワークショップ (食育)

- ・パンギャラリー
- ・パン作り体験教室

3. 近隣大学とのコラボ

4. パンリニモ

5. パントークショー

6. ご当地パン展示



パンマルシェ実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、パンマルシェ実行委員会（以下『実行委員会』という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、パン愛好家の交流を通して地域活性化を目的に、パン愛好家・パン販売店・住民・各種団体及び町とが相互協力のもとに、パンイベント「パンマルシェ」の企画・運営を行うものとする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) パンあるしえの企画・運営に関すること。
- (2) 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) お気楽パン会の代表者
- (2) 各種団体の構成員
- (3) 地方自治体関係者
- (4) その他、実行委員会に必要と認められる者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置くものとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名

2 役員は委員の互選により選出するものとする。

(役員の任務)

第6条 会長は、実行委員会の会議（以下「会議」という。）の会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は実行委員会の経理を担当する

(役員および委員の任期)

第7条 役員及び委員の任期は、第2条の目的を達成する日までとする。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 議事の決定は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(実行委員会)

第9条 実行委員会に、実行委員会を置くことが出来る。

2 実行委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(運営費)

第10条 実行委員会の運営経費は、参加費、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、お気楽パン会に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるものの他、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年11月1日から施行する。

パンマルシェ実行員会名簿(平成24年11月1日)

役員	団体名	氏名
委員長	お気楽パン会代表	石臥 博代
副委員長	Pane di Pane 代表	内匠 久子
副委員長	エイトラボ代表	大下倉 直希
会計	有限会社イーバード代表	三浦 量也